

市総務局人事部給与課担当係長以下、市労連書記次長以下との事務折衝

令和5年12月4日（月曜日）大阪市労働組合連合会（市労連）との交渉の議事録

（市）

引き続き、諸手当と非正規の関係を給与課の方で進めさせていただければと思っている。まず回答案を配らせていただいて、回答案を読み上げさせていただいた後にやりとりを進めさせていただければと思っている。まず2番の諸手当の部分だが、住居手当については、令和元年度、本市人事委員会から本市における住居手当のあり方について、国や他都市状況等を注視しながら調査、研究をしていくこととした意見が出されているところであり、今後の動向を注視してまいりたい。扶養手当については、平成30年4月に支給額の見直しを行ったところであるが、引き続き、人事委員会の意見等を注視してまいりたい。通勤手当については、令和4年4月1日に認定基準の見直しを行ったところであるが、引き続き、制度内容について十分な検証を行うとともに必要に応じて協議を行ってまいりたい。こちら、昨年と同様の回答となっている。16番、夜間勤務手当及び超過勤務手当（深夜超勤を含む）の支給率については、本市職員の水準が他都市と同水準であることを踏まえると、改善を図ることは困難である。こちらも昨年と同様の回答とさせていただいている。18、その他の(7)、任期付職員の給与については、総務省通知等を踏まえ、正規職員と同様の制度とするともに、通勤手当の支給方法については、月途中で採用された場合等の特例を設けているところである。会計年度任用職員制度については、地公法の改正の趣旨を踏まえ、正規職員と同様に、職員個人の前歴に応じた初任給決定を行い、期末手当を支給できるものとしたところである。令和5年8月24日に会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給についてとして提案したとおり、令和6年6月期から勤勉手当を支給できるものとするところであるが、引き続き、運用実態を注視するとともに、勤務労働条件に関する課題が生じた場合には、十分な交渉、協議等を行ってまいりたい。こちらは令和6年から勤勉手当の支給が始まるので、その部分について、網掛けの部分を追記させていただいている。続いて19番、新型コロナウイルス感染症にかかる特殊勤務手当については、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが5類感染症となり、国家公務員における新型コロナウイルス感染症の特例措置が廃止されたことから、本市においても同様に廃止している。今後、新たな感染症が発生した場合には、適宜、国、他都市状況も踏まえ検討をしてまいりたい。こちら、19番の手当部分の回答になる。5月8日からコロナにかかる特勤が廃止となっているので、昨年の回答から変更させていただいている。以上が現時点での回答案である。

（組合）

別に回答にけちをつけるわけではないが、この会計年度のところ、期末手当のくだりだが、

流れ的に変かなと思う。地公法改正の趣旨を踏まえて初任給決定を行い、期末手当を支給したところである。続いて8月に勤勉手当。いいのかなという気がする。期末手当を支給できるものとしたところである、これは何月とかは入れなくてもいいのか。その手前で。もともと去年は期末手当だけだったからいらなかったかなという気がする。次、何月って入っているのに。

(市)

この後ろの勤勉のところは、令和6年6月期からと入っているのということか。

(組合)

そう。期末はいいのか、書かなくても。

(市)

期末は制度導入当初から導入されているのでという意味で何も入っていないのかなと理解していて、後ろのこの勤勉手当については、令和6年度からでもいいのかなとは思っていたが、一応スタートが6月期からなので、一応6月期と書かせてもらっている。それであれば、令和6年度から。

(組合)

期末手当を支給できるものとしたところであるというのは別に最近の話ではないので。

(市)

なんとなく分かる。この前半の話は、導入のときにこうしたという趣旨を踏まえてこういう制度を作ったというところと、プラス、8月に勤勉手当出せるというような交渉をしたという言い方にさせてもらったところになる。

(組合)

書いていても問題ないが、流れが変かなと思っただけで。読んでいたら。期末手当を支給できるものとしたところであるの後に、勤勉手当は最近なので。あまり皆さんが違和感を感じないのであれば。僕が違和感を感じただけで。

(市)

もしどこかで何か指摘を受けたら、修正とかがあるかもしれない。一応、大きな流れとしてはこのような感じで今、出そうとしている。

(組合)

分かった。扶養手当の話って、特に、国の人勧とかで少し触れていたかと思うが。

(市)

そう。昨年度の国の人勧でたぶん、扶養の見直して言及されていたと思うが、一応、令和6年に向けて措置を検討する事項としてというので、扶養の見直し言及されていたのはこちらとしても承知はしているが、大阪市、本市の人事委員会勧告の方では触れられてはいなかったが、引き続き、国の動向とか今後の人事委員会からの意見等を注視してまいりたいとは思っている。

(組合)

特に動きはないということか。

(市)

そう。国の方も大枠、こういう方向性みたいな、配偶者にかかる手当を見直す一方、子にかかる手当を増額するみたいな書き方までしかされていなかったと思うので、具体の額がというところまではいっていなかった。おそらく、今後のトレンドというか、流れとしては、前の改正があったときも同じような流れだったが、同じような流れにはなるのだろうなというところはあるが、具体のどれくらい変わるというのは、まだ全然。

(組合)

まだ全然来ていないということか。

(市)

はい。

(組合)

分かった。またそのあたりも動きがあり次第、お話をさせていただきたいと思う。そういう意味では、今って減ってきているのかな。数はどんなものなのか。前にもらったデータでは、直近だから分からないのか。配偶者のところは減ってきているのか。実際問題。実際のところ。

(市)

数という意味か。

(組合)

難しいか。でも数か。配偶者は一緒だから数。額も一緒になる。子どもは。

(市)

たぶん配偶者の手当は平成 30 年から見直ししているが、もともとは 13,500 円だったが、制度改正した今は 6,500 円まで減っている。

(組合)

そうか。だからややこしいか。だから数の方がいいか。

(市)

そう。額で言ったら、おそらく数が一緒でも減ることになってしまう。今手元にある数字は、たぶん今年の数字しかないのです。

(組合)

僕もまた去年のものや今年のもを見てみる。

(市)

配偶者の数か。配偶者で受給している数ということか。

(組合)

受給者数。それは今後に向けてなので、別に今すぐということではないが、一応、国でもそう言われているということは、もちろん配偶者のところは減るという流れなので、増えるということはないので、なくしていくという話の中でいくと、配偶者、状況として、その配偶者の受給者数が減っているのか。減っているのだろうというところ。

(市)

そもそも所得がある人とかが多くなったら、そもそも減る。職員の人員構成とかで、若い職員が増えれば、まだ配偶者がいない職員が増えるので、そもそも配偶者がいるという人が減ると、受給者数にも影響が出ると思う。一旦、確認はする。

(組合)

今後に向けてということで、また見ておいていただきたい。

(市)

また情報提供させていただく。

(組合)

回答案的には特にはない。回答案以外のところで、人事のときにも少し話をさせていただいて、人事案件なのかもしれないが、災害のときに、近年、台風が中心だが、わりと危機管理のところが早い段階で動員を出す。で、来てすぐに解除になったり、来る途中で解除になったり、そういうのがわりとある。いろいろ調べると、神戸市などは災害待機手当だったか、そんなものもある。ただ、いろいろ見ていたら、指揮命令下にはなかなか打てないということで、おそらくその待機手当というのも、庁内外問わずという書き方がしてあり、待機しておけという、もちろん命令があつての上でだと僕は思うが、基本的には、庁内の場合、もちろん来て勤務、仕事したら付くという、そんな話。我々ももちろん、超勤とかも含めてそうだろうと思う。ただ、事実として、そういうケースが起こっている。来て、着いたが、ないとなる。もちろん仕事もしていないので、手当が付かないと言われたらそれまでだが、そうなってくるとその危機管理の出し方に問題が一つあるのと、あともう一つは、そこに何かしらの手当が無いことが僕はどちらも問題だと思う。必ずしも手当があればいいということではないが、やはり実態としてそういうことが起こっているということを少し把握していただいて、もちろん手当で何か措置できる方法があれば検討いただけたらいいと思う。イメージ的には、自動参集的なところがある。そこは少なくとも、分からないが、来いという命令が例えば管理職からあつて、その時点から何かしら発生するからそこに手当を打つとか、そんなことができればいいなと思っているが、なかなか業務対応をしていないので難しいと思う。

(市)

災害時、台風とかで暴風警報とかが出て、参集されて、来た職員に対して何かしらの手当みたいな話か。

(組合)

だいたい、来て業務をしたら、超勤はピをするから、たぶん付くが、結構、来てしまっている途中でみたいな。

(市)

来ている途中ということか。

(組合)

そう。だいたい何時くらいにかかるとかは入らないか。実際に警報が出ていないのに、結構早めに危機管理から来たりする。それでその時間ぐらいの目途で動いていたなら何もないとか、出たはいいけどすぐ解除されたとか。結構、途中で。

(市)

着いてもないということか。

(組合)

そう。だからピもしてない。

(市)

職場に着いていたら、もちろん超勤はつく。だからそこはそんなに問題ではないのだろうけど、向かっている途中でということか。

(組合)

そう。

(市)

参集している途中で解除された人には何も付かない。

(組合)

何も付かない。もちろん何も付かない。その理屈も分かる。理屈も分かるが、ただやはり対応をしている事実。対応と言ったら難しいが。

(市)

何もしていないと言えはしていない。

(組合)

そう。だからたぶん、勤務先に行く途中というのは指揮命令下でないから、他の裁判例とかを見ても、そこは付かなかったりする。ただ、それを付ける理屈みたいなものを何か検討できないかちょっと思ったりする。確かに結構聞いていたら多い。来ている途中だから来る。だいたいみんな真面目だから。ちゃんと来て、一回見てやるが、そこはもう警報解除になっているからだめだったりする。いつだったか、この間まで日を覚えていたが。結構、危機管理から。台風なんて予測できる。地震とか災害系は別だと思う。台風である、問題は。来るのを分かっているから、だいたい何時くらい待機みたいなのがたしか来るはず、事前に。そこはだから、どちらかと言うと手当で措置というのもそうだが、そもそもの動員のかけ方というか、そちらにも問題が十分あると思う。安全を見ていると思うが。出てから、もし来られないとなるケースが多いと思うので。来られないようになる前に呼んでいる、たぶん、イメージとしては。

(市)

そう。たぶん本当にすごくなってからでは、参集が難しいから。

(組合)

そう。来られないので。だからその前に呼んでおいて、でも、あれみたいな、何もないみたいなことが結構あったりするらしい。そこはかけ方に問題があるのと、最近、局地的なものや一時的なものが多いので、空振ることが多い。僕も他都市を調べて、さっき言った神戸のそのぐらいしか出てこなかったの、で、手当で措置するのは難しいとは思いつつ、何かそういう事実も起こっているということは認識いただけたらと思っている。その程度である。何か措置してくれということまではいかないが、ただ、対応している事実があるので、そこは手当のラインだけでなく、他のラインも含めて。だからそれを業務としてみられるのか、みられないのかということ、たぶん出てくると思う。もしみられたら手当も出ると思う。そんな感じで、すぐさまどうとかではない。

(市)

また人事の方とも共有する。

(組合)

状況も見えていただいて、結構、今年あったかな。去年、結構あったイメージがある。わりとうちの係長も空振っていた。そんなのがあるということ。あとは国で言われているところで、テレワークの手当の話。

(市)

在宅勤務とかに伴う職員に対する手当の支給については、国の方で令和6年4月1日から在宅勤務等手当というのが新設されるというのは、我々も人事院勧告とかで出ていたもので、もちろん承知はしているところだが、現在、国や他都市の動向も踏まえて検討を行っている状況である。

(組合)

まだ検討中。実際、国も11日以降の分でしかだめという話だったと思う。

(市)

そう。3か月以上というので、国の方もそういう言い方。

(組合)

そこまでのが、我々で言うと想定していない。まだ。テレワーク自体が。

(市)

一応、原則週 2。事情があるときは週 3、週 4 もいけるし、週 5 も一応、所属長とかに OK をもらったらいけるという、今テレワークの運用になっている。絶対いないかと言われたら、そういうわけではない。単発、この月だけ 10 日超えたとかは結構いると思うが、それが 3 月以上にわたってとなると、なかなかその数自体は多くはないという想定ではあるが、一応、国とか他都市の状況を見て検討をしていっているという状況である。

(組合)

あの概念は、電気代と何だったか。はっきり書いていたか。

(市)

光熱水道費等。

(組合)

光熱水道費に代わるものとして出すということだったか。

(市)

その費用負担を軽減するための手当ということで人事院勧告の方に書かれている。

(組合)

まだ検討中ということなので、はっきりお答えはできないと思うが、我々の制度で言ったら通勤手当、国のやつで言うと絞ると言っている。我々の場合は 1 日あったら出している。どうしようと思っているか。今の時点で。

(市)

まだそこも含めて検討中ではある。

(組合)

国は違うのか。ちなみに通勤手当の取扱い。

(市)

1 日出たらとかということか。

(組合)

そう。大阪市だけ違う取扱いをしているということではないか。

(市)

通勤って結構、各都市によって全然違う。

(組合)

むらがある。僕の方でも調べてみる。将来的にその手当が新設されるときに、やっぱり通勤手当の話になってくると思う。現状制度で言ったら、1日あったらその分出るというのも認識はしているので、どうだろうと。

(市)

たくさん在宅勤務をした場合、在宅勤務を中心とする働き方をした人に出る手当というのが在宅勤務手当で、通勤をしたら通勤手当が出るとなると、こっちは完全に通勤しないというのが分かった上で、通勤をしないことが中心となる人に対して出しているの、減らさないとすると相反するじゃないが、通勤をしないのを分かっているのにそのまま出すのはどうかというのは、市民から見たら、どうだろうというのはあるかと。

(組合)

どちらかと言うと、損をしてないかなと思う。結局、6月分の割る6か月をして、1月分が実費弁償しているのと、どちらが高い、安いのかというところかと思う。実際、通勤手当を出すのは、定期代だから本人は別に得も損もしていないはず。6か月の定期を買うのだから。その上で今日は1日しか行かなかった、2日しか行かなかったといったときに、実際これ実費弁償をしていたらもっと安くついたのではなかろうかと、そっちだと思う。たぶん本人的にはある方がもちろんいいわけで、そこの境目がどこにあるかというのが人によって変わるのかな。もちろん変わってくるだろうし、何かそのへんは、難しい、10日、そこはちょっと検証しないといけない。10日だったらどうなのかとか、15日だったらどうなのかとか。そっちの視点だと思う。不公平とか公平とかではたぶんなくて。要するに大阪市が損するのかどうか。そっちはどちらかと言うと厳密にされるのかと僕は思っている。わざわざはなから分かっているのに6か月分を出すというのは、ちょっといかなものか。ただ、タイミングもある。結局、4月に買って、9月だけテレワークするとなったときに、そこで払い戻してもほとんど出なかったりするケースも出てくる。結局ケースバイケースだろうなと思いつつ、でも厳格にせざるを得ないのかなという気もしている。たぶんややこしくなる、きっと、それを入れたら。

(市)

そう。一定期間、継続してというので人事院勧告があるので。

(組合)

だから前もって出して。3 か月は違うか。我々は1 か月単位だったか。テレワークって。

(市)

テレワークの申請か。

(組合)

申請。

(市)

たぶん随時やっている。

(組合)

マックス。

(市)

マックスは決められているのかな。

(組合)

でもずっとというのではない。エントリーだけして何か月か前、違ったか。

(市)

テレワークは市内出張。

(組合)

自宅市内出張扱い。

(市)

そう。なので、たぶん。

(組合)

そうか。期間ではしていないのか。

(市)

そう。随時出しているはず。それが例えば、今月、もう分かっている、ここは絶対テレワークをするとかだったら、たぶん1 月先でもいっていると思う。

(組合)

それでは余計難しい。結果的になってしまったら、返せにはならない。その通勤実態があらうとなかろうと、定期券を買っているから、その時点で、じゃあ結果として、この月は例えば2日しか出勤しなかったとなったときに、でも定期買っているから、じゃあ返せという話にはならない気がする。あくまで国が言っているのは、事前に分かっているケースで、今月、来月、この2か月は10日以上来ないとなったら実費弁償の分だけなのか、よく分からない。いずれにしてもたぶん今後入れていく上で、何かそのへんの話はたぶん進めて、今後考えておかないといけないと思っている。

(市)

また検討して、またお話できる段階になればさせていただければと思う。

(組合)

とりあえず今年というか、まだ今時点では様子を見ているということか。

(市)

そうである。

(組合)

会計年度のところで、これも実態の話だけだが、今回、給与改定もあり、4月遡及の話もある。書いていただいているように、来年から勤勉手当も出るということで、再任用との兼ね合いが実は出ている、本当は制度の内容も発足も全然違うので、違うものなので給料は違って当たり前だが、そこも理解はしている。ただ、現場実態としては、どうしても属人的に同じような仕事もさせられているところがあり、比較しがち。となると、もちろん制度が違うので給料が違うという、その理解はしつつ、となってくると、業務のあり方がどうなのかと。会計年度のところで言うと、1のAとかBというところは、なぜその給料なのかと言うと、そういう仕事だからそういう給料だということで、そのへんの業務整理というのは、少し各所属でななあになんて来ている可能性がちょっとあるかなという気も。なっていない所もちろんある。

(市)

人でなりがちになっている所は正直あるのかなというのはある。職の新設のときは、もちろんちゃんと業務が整理されているし、そう働かせているはずなのだが、たぶん会計年度のところに元再任用の人がそのまま65歳になってスライドでくるとなると、そこが、本人もできるし、何も言われずともできてしまうから、曖昧になるということは起こり得る可能性としてはあるかもしれないなという予想というか、あると思う。

(組合)

実態としてそういうことが結構あって、いわゆる再任用より会計年度の方が多くなるので、単純に級比較したらあれだが、たぶん数だけで言うと1Aとか1Bとかが会計年度多くて、2級再任用でいくと1Bとか。

(市)

1Aだと、まだ再任用短時間の人。

(組合)

そう。ぎりぎり。

(市)

むしろフルだとあれだが、時間が一緒の再任用短時間の人で、2級の人だと、1Aだとまだ再任用の方がもちろん多いが、1Bとかになると会計年度の勤勉手当の導入がされてしまうと多くなるというのは、我々の認識としても一応持っているのは持っている。

(組合)

2級再任用だから。だからそのへんは、制度の理解を我々はしているが、現場としてなかなかそこに理解がいかない。それだったら会計年度にしてくれという。会計年度にしてくれた方がいいみたいな、そういう発想も。そんなこともしそうな気がして、所属が。でもたぶん一回会計年度にしたら、なかなか戻せないの。

(市)

たぶん一回、再任用短時間の席をなくして会計年度にしまうと、たぶん次が、戻すというのはやっぱりちょっとしんどいのかなと。おそらく人事の方の話だが、あまりそうやって戻したから、会計年度の職をなくしたいという話は聞いたことがないので。おそらく再任用短時間も今後どんどん少なくなっていく。

(組合)

そう。たぶんシーっとしていたら再任用なくなっていくから、そのままいけるかもしれないが。実際、でも定年前再任用は短時間でずっと残るから、そこの兼ね合いがどうしても出てくる。

(市)

再任用の方、本給ラインの話だが、会計年度が勤勉導入されるからと言って、再任用の期

末、勤勉の額、月数を増やすとか給料を増やすというのは、まったく別の制度に基づいてやっている。

(組合)

それは理解している。

(市)

こっちが増えたからこっちを増やすというのは、やっぱりちょっと難しいというか。

(組合)

そう。僕が言いたかったのは、結局、現場としてそういうことが起こっている。会計年度の業務のあり方とか、再任用はもちろんそうだが、そのへんの業務のあり方とかをちゃんと考えないとそういうふうになってしまう。同じ仕事しているのに給料違うという話になってくるので、そこは整理しておかないといけないのではないかと。実態としてはそういうことが起こっている。

(市)

一応、再任用短時間がやっぱり見つからないから会計年度に変えるというのは結構来る。そのときは一応、もともとの再任用短時間の仕事と会計年度のする仕事というので、もちろん見比べて、そういうのを作ってもらって、業務整理というのはちゃんとやってくださいというのは、職を作るときにはもちろん言ってはいる。

(組合)

2級再任用がやっていた仕事を会計年度にめくると言ったときに1Aにはならない。

(市)

まるっと一緒の仕事はそもそもできないので、会計年度はあくまで補助の仕事なので、まったく同じ仕事をさせるというのはできないというのをもちろん人事でも言われるし、我々もちゃんとどういう仕事をするのかと、再任用短時間から切り替えだったら、どう切り替わるのかというのを見させてもらってというのは、させてもらっている。

(組合)

でも、それが今回で言うと、2級の再任用でやっていたやつをめくって、言ったらその1のBの仕事にしても、給料は再任用より良くなってしまうから、何かそういう操作も入りそうな気がする。操作というか作為的にできる、やろうと思えば。2級の再任用がやっていた業務を。しないだろうというのはあるが。もちろん制度が違うのも一定理解はしているが、

今回、会計年度が来てしまったので、何か今の時点で想定できない問題が出てきそうな気がすごく僕はしているので、やはりそこはきっちり業務整理しておかないと。

(市)

そう。それは作るときとかにきっちり、まったく一緒ではないですよというのは、もちろん職を作るときにはお伝えは所属の方にはさせてもらっている。

(組合)

そこはまた引き続き、やっていただいたらいい。ちょっと声は出ている。もちろん説明としてはさせてもらっているが。全然違うものという話はしているが、何を言っているのか、実態は違うという、そういうところもあるので、また現場の状況も含めていろいろ聞いていただけたらいいと思う。

(市)

一旦、1回目としてはこのくらいか。

(組合)

そう。回答は回答で持ち帰るので、中身をもうちょっとなんと見させていただいた上で、またもう一回、最終確認のところでやるのかなという感じはしている。今日はこれで。